各 都道府県・指定都市・中核市 子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)

市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しの ための考え方について (作業の手引きの送付)

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

市町村子ども・子育て支援事業計画については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成二十六年内閣府告示第百五十九号。以下「基本指針」という。)において、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行う」こととなっています。

今般、基本指針に基づいて、各市町村(特別区を含む。以下同じ。)における 市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しを行うための作 業の手引きを別添のとおり作成いたしましたので、各都道府県及び各市町村に おかれては、これを参考としてご活用いただき、適切な見直し作業を進めてい ただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内市町村に対して遺漏のないよう周知いただくとともに、管内市町村の対応状況も踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について、適切な見直し作業を進めていただきますようお願いいたします。

各市町村において中間年の見直しにより算出される「教育・保育及び地域子 ども・子育て支援事業の量の見込み」については、国における平成29年度以降 の子ども・子育て支援施策の充実の検討材料とするため、今年度末頃等に調査 を実施することを予定しておりますのでご承知置きください。